

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション みどり荘デイケアセンター

運 営 規 定

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人東山会が開設する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下通所リハという）の適正な運営と、通所者に対する施設療養、その他サービスを提供するために、管理運営について定めることを目的とし、事業所の職員が、要介護状態にある又は、要支援状態にある高齢者に対し、自立した日常生活を営むことが出来る様、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上させることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- | | |
|-------|-------------------|
| 一 名称 | みどり荘デイケアセンター |
| 二 所在地 | 福井県鯖江市中野町 33-20-1 |

(職員の職種、定数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種、定数、及び職務内容は次の通りとする。

イ、医師 2人 施設の常勤または非常勤医師とする
通所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

ロ、介護職員 8人以上
通所者の日常生活全般にわたる介護業務を行うと共に、機能訓練及び生活訓練等の助手を行う。また、健康状態を的確に把握し、健康保持のため適切な措置を行う。

ハ、看護職員 1人以上
健康状態を的確に把握し、健康保持のため適切な措置を行う。

ニ、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 2人以上
日常生活上必要な機能の維持に努めるため、適切な訓練を行う。

(利用定員)

第5条 通所の利用定員は1日、60人とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日、及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日は、通常月～土曜日とする。

2. 営業時間

8:30～17:30 延長は20:00までとする。

ただし、特別の需要がある場合は、この限りではない。

(利用料)

第7条 サービスを提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に提示した割合の金額とする。

2. 前1項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- | | | |
|-------------|-----------|----------------|
| ①食事費 | 昼食代 | 620円 |
| | 夕食代 | 600円 |
| ②おやつ代 | | 80円 |
| ③日常生活、教育娯楽費 | | 50円(税込55円) |
| | 入浴セット | 100円(税込110円) |
| ④オムツ代 | 布 | 33円 |
| | 尿取りパッド | 33円 |
| | 平オムツ | 52円 |
| | リハビリパンツ | 105円 |
| | テープ止め紙オムツ | 小125円 大155円 |
| ⑤理美容代 | | 1,700円～6,000円 |
| ⑥営業時間外料金 | | 200円(延長1時間あたり) |
| ⑦要支援の方の入浴料 | | 500円 |

3. サービスの提供にあたって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、次の通りとする。

鯖江市、越前市

(利用サービスの内容)

第9条 利用者のサービスは、必要かつ妥当な療養及び親身で家族的なサービスを行うことを主眼とし、次に掲げる内容を基準とする。

1. 診療サービス

- (1) 的確な診断のもと必要かつ適切な治療の実施。
- (2) 診察は定期及び随時行う。
- (3) 必要かつ妥当な診療により効果を挙げるよう努める。
- (4) 親切丁寧で理解しやすい療養指導を行う。

2. 看護及び介護サービス

病状、親身の状況に応じ、適切な看護あるいは介護を実施して、日常生活の充実に資するよう行う。

- (1) 愛情を基調とした看護・介護を実施する。
- (2) 常時接触を保ち、心身の状態把握に努め、個々の状況に適応した看護・介護を行う。
- (3) 特に痴呆状態のある利用者の処遇に留意する。

3. 機能訓練

- (1) 心身の諸機能の改善または維持を図るため、理学療法士等により計画的に行う。
- (2) 定期的に評価を行い、効果的实施を図る。

4. 生活サービス

(1) 身体、環境の清潔保持

ア 入浴サービスを行う。入浴が困難な利用者に対しては、清拭をもって代える。

イ オムツはなるべく使用しないよう指導に努めるものとするが、使用する場合は、適宜に交換する。

(2) 介助

食事、排便その他日常生活の用を自ら行うことが困難な利用者に対しては、自立意欲を減殺しないよう配慮して介助を行う。

(3) 給食

ア 嗜好を考慮し、かつ栄養のある献立の作成、衛生的な調理、愛情ある配食等喜ばれる給食の実施に努める。

イ 医師の指示により、特別食を給食する。

ウ 食品衛生事故の絶無を期する。

エ 食事時間は、昼食12時とする。

(4) レクリエーション、クラブ活動その他の行事

機能訓練あるいは生活動作訓練に資する内容を選定し、計画的に実施する。

(5) 施設の利用時間

施設の利用時間は次の通りとする。

レクリエーションルーム 午前10時～午後4時
談話室 午前10時～午後6時

(6) 日課を定め、可能な範囲で規則正しい生活を送るよう指導する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第10条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た通所者またはその家族の秘密を漏らさない。

イ) 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た通所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

ロ) 居宅介護支援事業者等に対して、通所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により通所者の同意を得る。

(苦情処理)

第11条 通所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。

イ) 提供するサービスに関して、市町からの文書の提出・提示の求め又は市町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

ロ) サービスに関する通所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

ハ) 前項イ)、ロ) に対して市町から求めがあった場合は、改善内容を市町に報告する。

(事故発生の予防と発生時の対応)

第12条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、家族、担当居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

イ) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

ウ) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見

した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第 14 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 通所者に対するサービスの提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保持する。

(緊急時の対応)

第 15 条 当事業所は、利用者の安全に対し、緊急の場合は、施設の担当医師の判断により、本人または家族了解の下、受診が必要なときは、協力医療機関に受診を依頼することがあります。

(身体拘束)

第 16 条 当施設は、身体拘束を原則行わない。但し、利用者の生命または身体を保護する為に緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、家族同意のもと記録をする。

(褥瘡対策)

第 17 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(職員研修)

第 18 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

一 採用時研修	採用時 3 日間	新人研修
	採用後 3 ヶ月内	基礎研修
二 継続研修	年 1 回以上	

(非常災害対策)

第 19 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、業務管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
- ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当事業所は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施し、早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示又は閲覧できるようにする。

2 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付 則

この規定は、平成12年4月1日より施行する。

この規定は、平成13年6月1日より改正。

この規定は、平成16年4月1日より改正。

この規定は、平成16年10月1日より改正

この規定は、平成17年10月1日より改正

この規定は、平成18年 4月 1日より改正

この規定は、平成21年 4月 1日より改正

この改正は、平成26年 4月 1日より改正

この規定は、平成31年 4月 1日より改正

この規定は、令和 1年10月 1日より改正

この規定は、令和 3年 4月 1日より改正

この規定は、令和 4年 8月 1日より改訂

この規定は、令和 5年10月 1日より改訂